

介護サービス生実



介護職員に対する処遇改善加算の支給に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、株式会社生実給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度(以下「介護職員処遇改善加算制度」という。)に基づき、会社の介護職員に対し支給する処遇改善加算金(以下「介護職員処遇改善加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 会社の常用職員または有期契約職員等の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第3条 介護職員処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、常用職員又は有期契約職員の別に会社が定める額とする。

(支給)

第4条 介護職員処遇改善加算金の支給は、当年度分を以下のとおりとする。

常用職員…毎月の基本給、手当等に上乘せ+給与とは別に年2回以上一時金として支給

有期契約職員、登録ヘルパー…給与とは別に年3回手当(一時金)として支給

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(キャリアパス)

第6条 職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件、給与体系については、別表のキャリアパスに定める。

(昇給)

第7条 昇給は資格による(または勤務年数による、評価による方式も可)ものとし別表の通り定める。

(その他)

第8条 この規定は、介護職員処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

介護サービス生実

介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規定



(目的)

第一条

この規定は、株式会社生実給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した、介護職員等特定処遇改善加算制度に基づいてカイシャの介護職員等に対し支給する特定処遇

改善加算金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第二条

会社の常用職員又は有機契約職員等の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は特定加算制度による加算見込み額の範囲内において、会社が定める額とする。

(支給)

第四条 特定加算金の支給は当年度分を以下の通りとする。

常用職員……毎月給与支給時に手当として支給+給与とは別に年2回以上一時金として支給

(在籍の限定)

第5条 介護職員処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していないものについては支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は原則勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規定は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。